

職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
30年度	人 63,024	千円 25,040,908	千円 594,288	千円 4,124,239	% 16.5%	% 15.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

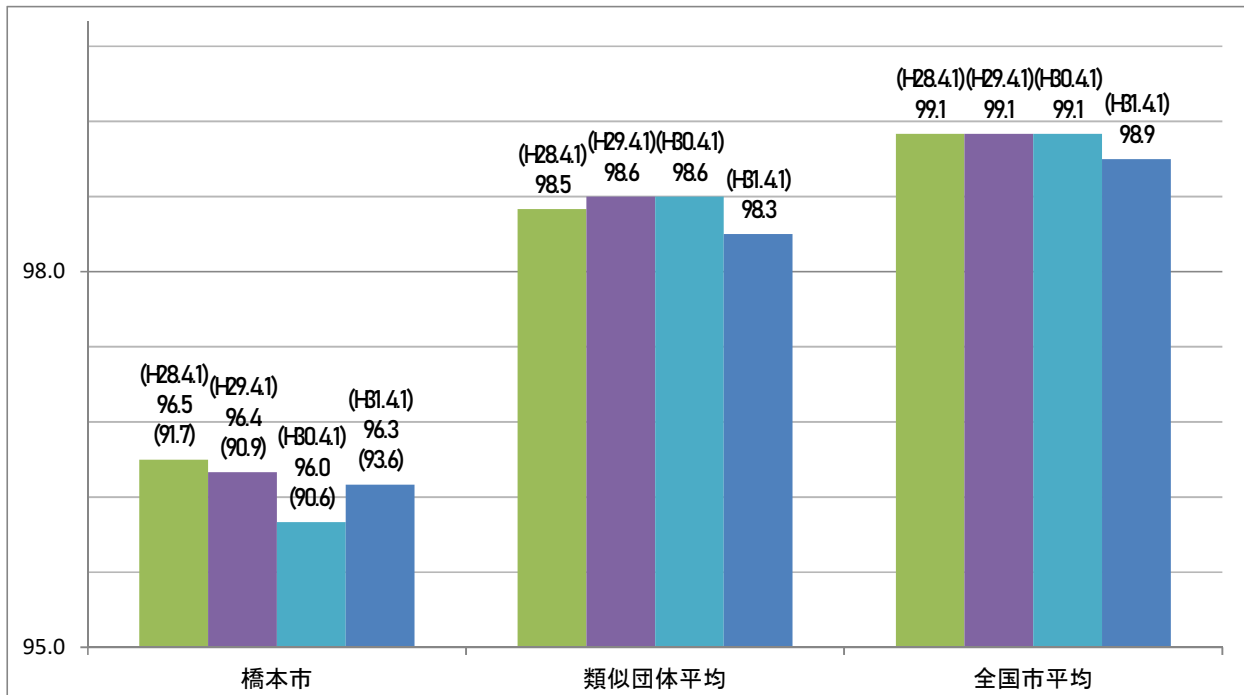
区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
30年度	人 478	千円 1,774,420	千円 312,836	千円 716,467	千円 2,803,723	千円 5,865	千円 6,170	

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げた。
他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

平成27年4月1日から段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点及び給与改定後の平成27年4月に遡及した支給割合は、次のとおり。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度以降 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
橋本市の支給割合	3%	4%	5%	6%

※ 平成28年度以降の支給割合については6%であるが、橋本市においては、(5)特記事項にあるとおり給与減額により、平成28年度は0.7%、29年度及び30年度は0%の支給とした。

③ その他の見直し

- ・ 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

（給与減額の状況）

- ・ 平成28年度は以下のとおり給与減額を実施しました。

給与減額対象	減額実施期間
病院企業職員を除く正規職員	平成28年4月1日～平成29年3月31日
減額措置の内容	
（給料） 特別職 10%減額 一般職 7級 5%減額 6級 4%減額 5級 3%減額	（手当） 一般職の管理職手当 10%減額 一般職の地域手当 6%支給のところを0.7%支給 給料月額及び地域手当を算出根拠とする諸手当 （時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当）

- ・ 平成29年度及び平成30年度は以下のとおり給与減額を実施しました。

給与減額対象	減額実施期間
病院企業職員を除く正規職員	平成29年4月1日～当分の間を予定
減額措置の内容	
（給料） 特別職 10%減額 一般職 7級 5%減額 6級 4%減額 5級 3%減額	（手当） 一般職の管理職手当 10%減額 一般職の地域手当 6%支給のところを0%支給 給料月額及び地域手当を算出根拠とする諸手当 （時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当）
病院企業職員	平成29年4月1日～当分の間を予定
減額措置の内容	
（給料） 病院事業管理者 5%減額	（手当） 一般職の地域手当 6%支給のところを3%支給 地域手当を算出根拠とする諸手当 （時間外勤務手当、期末・勤勉手当）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
橋本市	43.3 歳	318,782 円	418,842 円	351,927 円
和歌山県	43.6 歳	330,037 円	411,466 円	369,675 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	309,709 円	398,167 円	355,160 円

② 技能労務職

区 分	公務員				民間			参 考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (B)	平均給与月額 (B)		
橋本市	51.5 歳	32 人	361,000 円	410,375 円	382,167 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	50.9 歳	14 人	363,460 円	433,029 円	388,870 円	廃棄物処理従業員	45.9 歳	296,600 円	1.46
うち 調理員	51.7 歳	10 人	356,796 円	394,408 円	375,084 円	調理士	46.7 歳	254,200 円	1.55
うち 学校給食員	53.6 歳	1 人	340,700 円	352,921 円	350,921 円	—	— 歳	— 円	—
うち 校務員	52.1 歳	7 人	362,685 円	390,158 円	379,893 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.84
うち 自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 電話交換手	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 施設等管理職員	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
和歌山県	56.2 歳	28 人	330,879 円	357,437 円	348,521 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	23 人	326,070 円	387,535 円	358,673 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
橋本市	—	—	—
うち 清掃職員	6,958,082 円	4,102,900 円	1.7
うち 調理員	6,385,084 円	3,379,100 円	1.89
うち 学校給食員	5,799,847 円	— 円	—
うち 校務員	6,416,957 円	2,883,400 円	2.23
うち 自動車運転手	— 円	— 円	—
うち 電話交換手	— 円	— 円	—
うち 施設等管理職員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成28年～30年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※個人情報保護の観点から、職員数が1人及び2人の項目は省略しています。

③ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	49.9 歳	366,665 円	409,440 円
和歌山県	41.5 歳	347,944 円	393,125 円
類似団体	39.9 歳	303,437 円	355,131 円

④ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	36.5 歳	279,603 円	370,988 円	317,436 円
和歌山県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.7 歳	291,472 円	383,588 円	333,614 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベースで(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		橋本市	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	187,200 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,600 円	150,700 円	—
	中 学 卒	—	138,000 円	—
教 育 職	大 学 卒	180,700 円	209,100 円	—
	高 校 卒	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	187,200 円	—	—
	高 校 卒	153,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

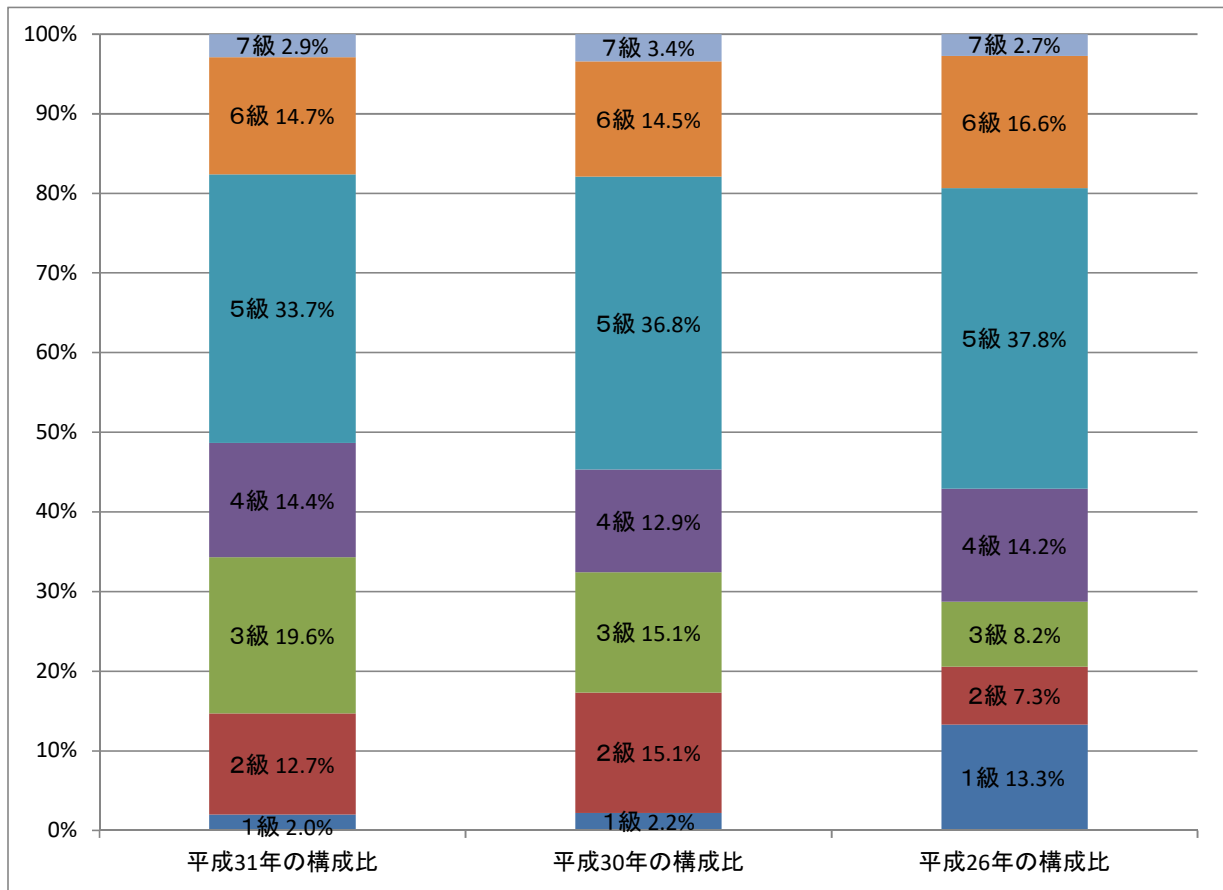
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	253,800 円	353,400 円	376,100 円	387,400 円
	高 校 卒	214,700 円	302,400 円	353,400 円	376,100 円
技能労務職	高 校 卒	214,700 円	302,400 円	353,400 円	376,100 円
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	253,800 円	353,400 円	376,100 円	387,400 円
	高 校 卒	—	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	260,500 円	360,100 円	378,700 円	388,900 円
	高 校 卒	221,700 円	310,300 円	360,100 円	378,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	6 人	2.0 %	144,100 円	247,600 円
2 級	副 主 査	39 人	12.7 %	194,000 円	304,200 円
3 級	主 査	60 人	19.6 %	230,000 円	350,000 円
4 級	係 長	44 人	14.4 %	263,000 円	381,000 円
5 級	課 長 補 佐	103 人	33.7 %	288,900 円	393,000 円
6 級	課 長	45 人	14.7 %	319,200 円	410,200 円
7 級	部 長	9 人	2.9 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 橋本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

橋本市		和歌山県		国	
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,498 千円		1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,676 千円		—	
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成31年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率			○		○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

橋本市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%)		
1人当たり平均支給額		4,629 千円	21,553 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		2,539 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		4,873 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
橋本市	6.0 %	6 人	6 %
	5.0 %	1 人	
	3.0 %	497 人	
東京都特別区	17.0 %	1 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		93.6 (96.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)			10,654 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)			92,639 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度決算)			22.1% %	
手当の種類 (手当数)			12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の徴収事務に専ら従事する職員	市税徴収事務	432 千円	月額 3,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	0 千円	日額 500円
ケースワーカー手当	福祉事務所に勤務するケースワーカー	ケースワーカー業務	216 千円	月額 3,000円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業	1,732 千円	日額 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	0 千円	1件 2,000円
死犬猫等処理手当	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理をした職員	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理業務	419 千円	1件 1,000円
機関部作業手当	消防署に勤務する職員	機関員の業務	788 千円	普通自動車以下 月額 1,500円 大型特殊自動車 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	深夜における通信、受付業務等	3,851 千円	1回 600円
火災等非常出動手当	消防署に勤務する職員	水、火災等に伴う非常出動	551 千円	1回 500円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	管内の救急出動	1,263 千円	昼間 150円 夜間 300円
救命救急士手当	消防署に勤務する職員で、救命救急士の業務に従事する者	救命救急士の業務	1,360 千円	月額 8,000円
防災航空隊手当	和歌山県防災航空センターの業務に従事する消防吏員	和歌山県防災航空センターの業務	0 千円	月額 30,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	158,937 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	361 千円
支給実績 (平成29年度決算)	153,300 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	337 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 満16歳となる年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	異なる	配偶者 6,500円 子 10,000円	59,921 千円	221,927 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		21,977 千円	338,108 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から31,600円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額 (原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額)に応じ55,000円を限度として支給	同じ		24,355 千円	55,987 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		44,294 千円	567,871 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		4,720 千円	87,391 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円(年末年始(12月29日～翌年1月3日)に勤務した場合は3,000円を加算した額)を支給	異なる	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	720,900 円 (801,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 455,000 円	
	副 市 長	649,800 円 (722,000 円)	885,000 円 / 620,000 円	
	教 育 長	581,400 円 (646,000 円)	円 / 円	
	報 酬	議 長 副 議 長 議 員	499,200 円 (520,000 円) 451,200 円 (470,000 円) 422,400 円 (440,000 円)	737,000 円 / 357,000 円 653,000 円 / 294,000 円 591,000 円 / 266,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(平成30年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 4.40 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	801,000円 × 在職月数 × 44/100	16,917,120円	任期毎
	教 育 長	722,000円 × 在職月数 × 30/100	10,396,800円	任期毎
	備 考	646,000円 × 在職月数 × 22/100	6,821,760円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 特別職の給料については、平成28年1月より10%、議員の報酬については、平成28年4月から平成31年4月まで4%の減額を実施。期末手当については、減額後の給料月額等を元としています。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
30年度	千円 1,636,623	千円 74,341	千円 184,818	% 11.3	% 11.7

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
30年度	人 21	千円 88,484	千円 7,983	千円 36,502	千円 132,969	千円 6,332	千円 5,865

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

一般行政職と同様。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水 道 事 業	46.8 歳	337,823 円	503,659 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,738 千円				1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,498 千円			
(平成30年度支給割合)				(平成30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.80 月分		2.60 月分		1.80 月分	
(1.45) 月分		(0.85) 月分		(1.45) 月分		(0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%)			定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 4,629 千円 21,553 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市	3.0 %	21 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

水道事業に係る特殊勤務手当については、平成20年4月1日より全廃しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	4,347 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	242 千円
支給実績 (平成29年度決算)	4,146 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	218 千円

カ その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 満16歳となる年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	異なる	配偶者 6,500円 子 10,000円	3,129 千円	260,000 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		648 千円	324,000 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2 km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から31,600円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額 (原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額) に応じ55,000円を限度として支給	同じ		1,011 千円	67,000 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		1,948 千円	649,000 円

管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円（年末年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給	同じ		— 千円	— 円

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に 占める職員給与費比率
30年度	千円 7,764,276	千円 16,337	千円 3,969,878	% 51.1	% 50.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 331	千円 1,319,095	千円 592,318	千円 540,342	千円 2,451,755	千円 7,407

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,865

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

一般行政職と同様。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病 院 事 業	37.9 歳	319,411 円	634,212 円
団 体 平 均	40.6 歳	326,543 円	573,451 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (平成30年度)	1,628 千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度)	1,498 千円
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	2.60 月分	期末手当	2.60 月分
勤勉手当	1.80 月分	勤勉手当	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

病院事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%)			定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
1人当たり平均支給額	1,883 千円	20,326 千円	1人当たり平均支給額	4,629 千円	21,553 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		69,450 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		209,819 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市 (医師・歯科医師以外)	3 %	281 人	5.0 %
橋本市 (医師・歯科医師)	12 %	50 人	

エ 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)	220,358 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	813,132 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度決算)	82 %
手当の種類 (手当数)	20

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師、歯科医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師の業務	132,409 千円	①月額 医師、歯科医師免許取得後 3年以上5年未満 50,000円 5年以上10年未満 70,000円 10年以上15年未満 100,000円 15年以上20年未満 120,000円 20年以上 150,000円 ②入院診療報酬月額等に1000分の2を乗じて得た金額
看護師手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の業務	7,884 千円	月額 3,800円
助産師手当	助産師	分娩業務に従事する助産師	1,840 千円	月額 20,000円
放射線技師手当	放射線技師	診療放射線技師の業務	840 千円	月額 7,000円
臨床検査技師手当	臨床検査技師	臨床検査技師の業務	648 千円	月額 4,500円
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の業務	276 千円	月額 2,000円
臨床工学技士手当	臨床工学技士	臨床工学技士の業務	162 千円	月額 2,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の夜間業務	33,662 千円	①深夜における勤務時間が4時間以上の場合1回につき 2,400円 ②深夜における勤務時間が4時間以内の場合1回につき2,200円
院内待機手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の院内における待機業務	0 千円	1回につき 3,000円
夜間救急医療呼出手当	医師、その他	夜間において救急医療のため呼出を受けたとき	6,945 千円	1回につき 2,000円
病院群輪番制待機手当	医師、看護師	病院群輪番制による待機業務	2,898 千円	1回につき 土曜日の昼間 3,000円 土曜日の夜間、日曜日及び休日の昼夜 6,000円
院外待機手当	医師、その他	院外における待機業務	2,173 千円	1回につき 土曜日・日曜日・休日の昼夜、平日の夜間 1,000円 (医師)、500円 (その他)
分娩手当	産婦人科医師	分娩業務	1,970 千円	分娩1件につき10,000円
小児輪番手当	小児科医師	あんしん子育て事業	1,560 千円	あんしん子育て事業実施1回につき10,000円
麻酔手当	全身麻酔を行った麻酔科以外の医師	全身麻酔を行った手術	4,690 千円	1回につき 10,000円
救急診療手当	医師	救急で診察した患者が入院に至った場合	18,970 千円	1回につき 10,000円
予防接種手当	小児科医師	橋本市の小児科予防接種業務	820 千円	1回につき 500円
エックス線読影手当	放射線科医師	肺がん検診事業に係る読影	1,413 千円	1回につき 500円
時間外手術手当	脳神経外科医師	時間外等の加算Iに該当する手技を実施した医師	1,030 千円	1回につき 10,000円
内視鏡画像読影手当	医師	胃がん検診事業に係る読影	170 千円	1回につき 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	193,315 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	584 千円
支給実績 (平成29年度決算)	197,302 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	702 千円

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 満16歳となる年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	異なる	配偶者 6,500円 子 10,000円	31,270 千円	208,468 円
住居手当	借家の場合 (家賃が12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円 (医師・歯科医師については50,000円) を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円を支給、以後支給なし	同じ		33,063 千円	403,202 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から31,600円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額 (原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額) に応じ55,000円を限度として支給	同じ		30,547 千円	120,738 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		30,223 千円	686,893 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		25,388 千円	177,540 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		0 千円	0 円

<p>宿日直手当</p>	<p>宿直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員1回につき5,900円、その他の職員 1回につき4,200円 日直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員 1回につき5,900円、その他の職員 1回につき4,200円 ただし、年未年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額</p>	<p>異なる</p>	<p>1回につき4,200円 （年未年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給</p>	<p>42,630 千円</p>	<p>495,699 円</p>
<p>研究手当</p>	<p>給料の支給を受ける医師、歯科医師に対し支給 医師、歯科医師免許を取得した日から起算した期間に応じ、それぞれ次の金額を支給 10年未満 40,000円、10年以上15年未満 60,000円、15年以上 80,000円 ただし、認定医の資格有する者にあつては、上記金額に20,000円を加算した額</p>	<p>異なる</p>	<p>制度なし</p>	<p>47,180 千円</p>	<p>943,600 円</p>